資料５

「（仮称）流山市こどもの権利条例」の構成等について（報告）

こどもの権利部会では、市のこどもの意見を聴く取組、関係法令や先行自治体の条例等を踏まえ、「（仮称）流山市こどもの権利条例」の対象や構成等について、以下のとおり検討を行いました。

１　条例における「こども」の考え方

表記：こども

範囲：１８歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

２　条例で位置づける各主体の考え方

①「市民等」　市内に居住、通学、勤務する者
市内で事業を営む個人、法人または団体
市内で活動を行う個人、法人または団体

②「保護者」　親、里親その他の親に代わりこどもを養育するもの

③「こども関係施設等」　市内にある保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設等を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体

３　条例の構成及び規定等する内容

前文

条例の制定にあたって、こどもたちの思いや、こどもの権利保障に取り組む市の基本的な考え方を提示

第１章　総則

条例制定の目的や基本理念、条例で使用することばの定義を規定

第２章　こどもの権利

子どもの権利条約等に基づき、全てのこどもの権利が保障されること、こどもからの意見聴取結果等を踏まえ、流山市のこどもが特に大切にしたいと考えるこどもの権利を規定

第３章　こどもの権利を保障するための責務及び役割

こどもの権利を保障するための市や保護者、市民等の責務や役割を規定

第４章　こどもにやさしいまちづくりの推進

こどもの権利を保障するために必要な市等の具体的な取組みを規定

第５章　こどもの権利擁護および救済

こどもの権利擁護・権利侵害の防止・救済を図るための仕組みを規定

第６章　条例の推進

こどもにやさしいまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進することや、その評価・検証の仕組み等を規定

第７章　雑則

条例の施行に係る委任を規定